

子育て応援特別手当  
定額給付金  
を給付します

●定額給付金

市民の皆さんの生活支援および地域の経済対策として給付します。

[対象者]

平成21年2月1日(基準日)において、次のいずれかに該当する方

- ▶ 田原市の住民基本台帳に記録されている方
- ▶ 田原市の外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者および短期滞在者は対象外)

[給付金額(対象者1名につき)]

- ▶ 12,000円
- ▶ 基準日に65歳以上または18歳以下の方は20,000円



●子育て応援特別手当

幼児教育期の子育てにかかる費用の軽減を目的に給付します。

[対象となるお子さん]

平成20年度において、小学校就学前3年間(平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれ)に該当する第2子以降のお子さん

※第2子の判定は、3歳以上18歳以下(平成2年4月2日～平成17年4月1日生まれ)のお子さんを、年齢順に第1子、第2子…と数えます。

[支給対象者]

平成21年2月1日(基準日)において、対象となるお子さんが属する世帯の世帯主であり、次のいずれかに該当する方

- ▶ 田原市の住民基本台帳に記録されている方
- ▶ 田原市の外国人登録原票に登録されている方(不法滞在者および短期滞在者は対象外)

[給付金額(対象となるお子さん1名につき)]

- ▶ 36,000円

申請手続き

定額給付金と子育て応援特別手当の申請書類を併せて、各世帯主(外国人の方は各個人)の方にお送りします。給付を希望される方は、申請書および必要書類を返信用封筒にてご返送ください。

[必要書類]

- ▶ 申請書
- ▶ 口座確認書類(通帳、キャッシュカード)の写し
- ▶ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)の写し

※本人確認書類は、同一世帯以外の方が代理申請・受給する場合のみ必要です。

※子育て応援特別手当の申請については、対象となるお子さんの兄弟姉妹の住所などが異なる場合、別途確認書類が必要です。子育て支援課までお問い合わせください。

[申請期間]

4月6日(月)～10月6日(火)

※郵送の場合は10月6日消印有効

[申請から給付までの流れ]

原則として郵送で申請していただき、口座振替により給付する方式となります。

※申請書は、窓口で直接持参していただいても結構です。

※口座をお持ちでないなどの理由により現金での給付を希望される方は、給付時期が遅くなりますのでご了承ください。(6月以降に市役所にお越しいただくことになります)

[相談窓口]

定額給付金・子育て応援特別手当に関する窓口を次のとおり開設します。申請書の記入方法が分からないなど、ご相談がありましたらご利用ください。

設置期間▶ 4月6日(月)～5月29日(金)

設置場所	開設日時
田原市役所 大会議室 (北庁舎1階)	平日 9:00～17:00 ※4月は土・日曜日、祝日も開設
赤羽根市民センター 1階窓口	平日 9:00～17:00
渥美支所 1階ロビー	平日 9:00～17:00

※市役所の業務の関係上、場所が変更されることがあります。

●総務課 ☎23局3570 ●総務省 [HP](http://www.soumu.go.jp/teigakukyufu/) http://www.soumu.go.jp/teigakukyufu/

●子育て支援課 ☎23局3513 ●厚生労働省 [HP](http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/) http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/juyou/kosodate/